

報道各位

新潟市廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の規定による
行政処分の実施（お知らせ）

下記の産業廃棄物処分業者が、法第16条の2（焼却禁止）に違反した事を確認し、その行為が法第14条の3（事業の停止）に該当することから90日間の事業の停止処分を行った。

記

1 被処分者

- (1) 住 所：新潟県燕市杉木1489番地
(2) 名 称：三燕生コン 株式会社
代表取締役 矢澤 克彦
(3) 事業場所在地：新潟県新潟市西蒲区和納4100番地

2 許可内容

産業廃棄物処分業（中間処理）

- ・許可品目 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- ・許可年月日 令和7年1月17日
- ・許可番号 05921026806号

3 処分内容

産業廃棄物処分業の事業の停止
(令和8年4月15日から7月13日まで90日間)

4 処分年月日 令和8年4月15日

本件についてのお問い合わせ先

新潟市廃棄物対策課廃棄物指導室 担当：寺尾（直通）025-226-1411

※お問い合わせは、本日午後5時30分までお願いいたします。